

函館市未整備森林適正管理推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、森林の有する多面的機能の維持および増進を図ることを目的に市内の地域森林計画対象森林の私有林において実施される未整備森林適正管理推進事業補助金の交付（以下「補助金」という。）について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、森林経営計画の認定を受けた森林および当市で調査した未整備森林を含む面的まとまりにおいて実施した事業に限る。

- （1） 下刈り 植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。
- （2） 除伐 下刈りが終了した5齢級以下の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。
- （3） 保育間伐 12齢級以下の林分または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木の除去および不良木の淘汰とする。
- （4） 間伐 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う適正な密度管理（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割以上上回る森林についてはこの限りではない。）を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰および搬出集積とする。
- （5） 枝打ち
 - ア 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去
 - イ 12齢級以下の林分において保育間伐または間伐と一体的に行

う 林木の枝葉の除去

(補助対象者)

第3条 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となる森林において、第2条に規定する補助対象事業を行う者で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 森林所有者

(2) 森林組合

(3) 森林法第11条第1項の森林経営計画の認定を受けたもの

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、北海道で定める標準経費に別表1の補助率を乗じて算定したものとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画等)

第5条 本事業に係る補助金の交付申請を行う者（以下「交付申請者」という。）が、補助を受けて事業を実施しようとする場合は、市長が別に定める期日までに事業実施計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の事業計画を変更するときは、変更事業実施計画書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 交付申請者は、事業の終了後、速やかに補助金交付申請書（別記第3号様式）および市長が別に定める書類（函館市未整備森林適正管理推進事業実施要領第2条第3項1号）を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

(竣工検査)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、別に定める函館市未整備森林適正管理推進事業竣工検査要領（以下「検査要領」という。）に基づき、検査を行うものとする。

(補助金の交付決定および補助金の額の確定等)

第8条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補

助金の交付決定通知書（別記第４号様式）および補助金の額の確定通知書（別記第５号様式）により通知するものとする。

なお、交付決定通知書には、第２条に規定する事業内容別に未整備森林適正管理推進事業補助金交付内訳書（別記第６号様式）を添付するものとする。

２ 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請者に対し、書面で通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条 補助金は、第８条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第１０条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

（１） 補助事業の完了年度の翌年度から起算して５年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、または賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為または補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備事業または林業専用地道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合。

（２） 森林経営計画の認定取消しを受けた場合。

（補足）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

函館市未整備森林適正管理推進事業補助率

別表 1

区 分	補 助 率
下 刈	保安林 81％ 普通林 78％
除 伐	
保 育 間 伐	
間 伐（搬出）	
枝 打 ち	